

5-1. フルラップ前面衝突時の乗員保護に関する基準(UN-R137 関係)

- 適用範囲

- 定員 10 人以下の乗用自動車及び車両総重量 2.8t 以下の貨物自動車

- 改正概要

- 高齢乗員の被害状況など近年の交通事故の実態により対応した「フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則（第 137 号）」の採用に伴い、フルラップ前面衝突時の乗員保護基準を下記のとおり改正します。

【主な変更点】

- ①助手席には女性ダミーを搭載することとします。
- ②新たに頸部の傷害基準を規定します
- ③胸部傷害値を加速度（g）から胸たわみ量（mm）に変更します。
- ④運転者の男性ダミーの胸部傷害値は、高齢者に対応した基準値とします。

	現行の保安基準	協定規則 第 137 号
運転席		
ダミー	AM50（成人男性 50%タイル）	←
頭部	HIC 1000	←
頸部	—	<u>引張力 3.3 [kN]</u> <u>剪断力 3.1 [kN]</u> <u>モーメント 57 [Nm]</u>
胸部	胸 G 588 [m/s ²]	<u>胸たわみ 42 [mm]</u>
太腿	荷重 10 [kN]	<u>荷重：9.07[kN]</u>
助手席		
ダミー	AM50	<u>AF05（成人女性 5%タイル）</u>
頭部	HIC 1000	←
頸部	—	<u>引張力 2.9 [kN]</u> <u>剪断力 2.7 [kN]</u> <u>モーメント 57 [Nm]</u>
胸部	胸 G 588 [m/s ²]	<u>胸たわみ 42 [mm]</u>
太腿	荷重 10 [kN]	<u>荷重：7[kN]</u>

- 改正時期(予定)
平成 28 年6月

- 適用時期(予定)

自動車の種別	車両総重量	適用時期 (予定)
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの	3.5t 以下	平成 30 年 9 月 1 日
	3.5t 超	平成 35 年 9 月 1 日
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの (輸入自動車に限る。)	3.5t 以下	平成 32 年 9 月 1 日
	3.5t 超	平成 35 年 9 月 1 日
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人のもの	—	平成 35 年 9 月 1 日
貨物の運送の用に供する自動車	2.8t 以下	平成 35 年 9 月 1 日